

議案第 35 号

和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市部設置条例の一部を改正する条例

和光市部設置条例（平成14年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 企画部 総務部 市民環境部 <u>福祉部</u> <u>健康部</u> <u>子ども家庭部</u> <u>都市整備部</u> 2（略） （分掌事務） 第2条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。 企画部 (1)～(4)（略） <u>(5)（略）</u> <u>(6)（略）</u> <u>(7) 情報システムに関すること。</u> <u>(8) 人権に関すること。</u> <u>(9) 男女共同参画に関すること。</u> <u>(10) 国内・国外交流に関すること。</u> <u>(11) 文化行政に関すること。</u> 総務部 (1)・(2)（略） (3) 文書に関すること。 (4)・(5)（略）	（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 企画部 総務部 市民環境部 <u>保健福祉部</u> <u>子どもあんしん部</u> <u>建設部</u> 2（略） （分掌事務） 第2条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。 企画部 (1)～(4)（略） <u>(5) 法規及び訟務に関すること。</u> <u>(6)（略）</u> <u>(7) 契約に関すること。</u> <u>(8)（略）</u> <u>(9) 検査に関すること。</u> 総務部 (1)・(2)（略） (3) <u>文書及び情報の管理</u>に関すること。 (4)・(5)（略）

<u>(6) 法規及び訴訟に関すること。</u> <u>(7) 契約及び検査に関すること。</u> 市民環境部 (1)～(9) (略) <u>福祉部</u> (1) <u>地域福祉に関すること。</u> (2) <u>生活保護に関すること。</u> (3) <u>障害福祉に関すること。</u> <u>健康部</u> (1) <u>高齢者福祉及び介護保険に関すること。</u> (2) <u>国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。</u> (3) <u>保健衛生に関すること。</u> <u>子ども家庭部</u> (1)・(2) (略) <u>都市整備部</u> (1)～(7) (略) 2 (略)	<u>(6) 人権に関すること。</u> <u>(7) 男女共同参画に関すること。</u> <u>(8) 国内・国外交流に関すること。</u> <u>(9) 文化行政に関すること。</u> 市民環境部 (1)～(9) (略) <u>保健福祉部</u> (1) <u>社会福祉に関すること。</u> (2) <u>介護保険に関すること。</u> (3) <u>国民健康保険及び国民年金に関すること。</u> (4) <u>保健衛生に関すること。</u> <u>子どもあんしん部</u> (1)・(2) (略) <u>建設部</u> (1)～(7) (略) 2 (略)
---	---

附 則

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

令和４年６月９日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

市長の権限に属する事務の分掌を改めたいので、地方自治法第１５８条第１項及び第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。